確定拠出年金向け説明資料

元 本 確 保 型 ＜定期預金＞

SBI新生DC定期(1年)

本商品は元本確保型の商品です

1 基本的性格

自動継続定期預金です。

2 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者等
（ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。）

3 預入期間

1年（満期日は預入日の１年後の応当日です。）

4 商品提供金融会社（商品提供金融機関）

株式会社SBI新生銀行

5 約定金利の決定方法

原則、約定金利は金融情勢等に応じて毎週金曜日に見直し、翌週月曜日より新金利を適用します

6 適用金利

預入時の約定金利を満期日まで適用する固定金利です。

7 利払方法

満期日または中途解約時に一括して付利します。満期日には、利息を元本に組入れて同一の期間で自動継続します。中間利払いはありません。

8 利息の計算方法

付利単位は１円とし、１年を 365 日とする日割計算をもとに ６ヶ月複利の方法で利息を計算します。

9 利息に対する課税

確定拠出年金制度では課税されません。

10 満期日の取扱い

満期日に利息を元本に組入れて同一の期間で自動継続します。なお、満期日前に解約される場合には、「１１．中途解約の取扱い」の利率を適用し、元本と利息を払戻します。

11 中途解約の取扱い

満期日前に中途解約する場合は、預入日（または継続日）から解約日の前日までの日数に応じて、次の期限前解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払戻します。

①6ヶ月未満:　　約定利率×１０％
②6ヶ月以上1年未満:　　約定利率×５０％

12 一部解約の取扱い

この預金については元本の一部を解約することができます。
①一部解約の場合、一部解約部分の利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数に応じた「１１．中途解約の取扱い」の利率を適用して計算します。
②一部解約後の残金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入時の約定金利によって計算し、満期日に一部解約後の残金に組入れて同一の期間で自動継続します。

13 取引の制限

満期日の２営業日前から満期日当日の間、スイッチング等による解約が不可となります。

14　お申込み単位

預入金額は1円以上１円単位です。

15　手数料

かかりません。

16　持分の計算方法

当運用商品の加入者毎の持分についての計算は元本によるものとします。なお加入者の個人別持分は記録関連運営管理機関により計算・管理されます。

17　利益の見込みおよび損失の可能性

解約の申し出のない限り、満期日に約定金利で計算した利息を元本に組入れて、自動継続します。また、満期前に中途解約（一部解約を含みます）した場合でも、「１１．中途解約の取扱い」の利率を適用し、元本と利息を払戻します。商品提供金融機関の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元本および利息については保護されないおそれがあります。

18　預金の保護のしくみ

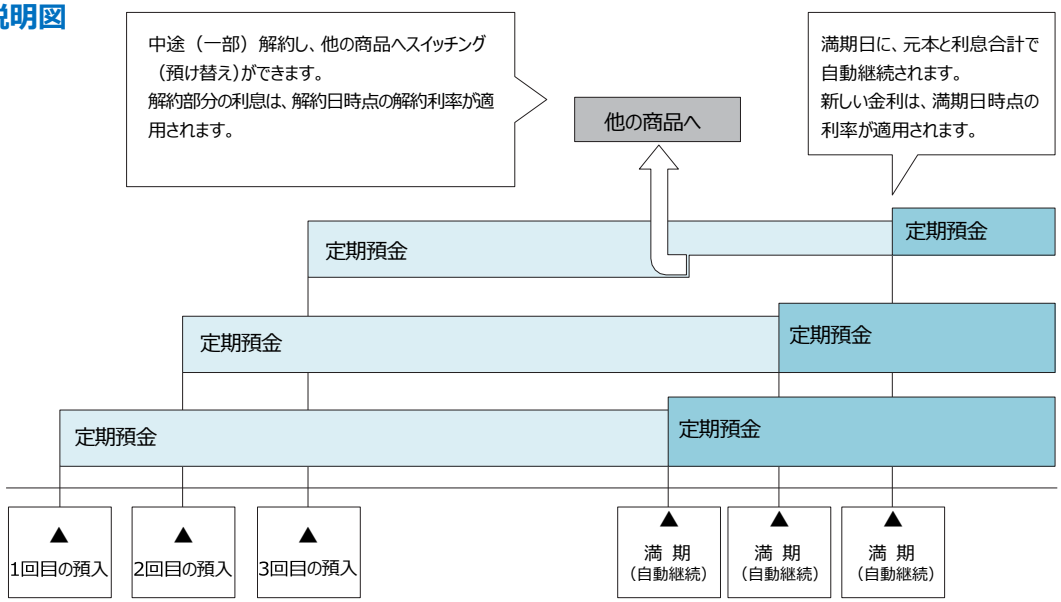
当運用商品は預金保険制度の保護の対象になります。 預金保険制度においては、当座預金や利息の付かない普通預金等は、「決済用預金（※）」として全額保護され、定期預金や利息の付く普通預金などについては、一金融機関につき預金者1 人当たり、元本1 千万円までとその利息が保護されます。

（※決済用預金…無利息、要求払い、決済サービスを提供できることという3 条件を満たす預金）

なお、金融機関名義の預金は預金保険制度の対象外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関名義、または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を当該加入者の預金に係る債権とみなして、預金保険制度の保護の対象としております。

ただし、同じ商品提供金融機関に当運用商品以外の預金または金融債（保護預り専用商品に限ります）があるときは、その預金等を優先し、当運用商品と合計で元本1千万円までとその利息が保護の範囲となります。

お取引の説明図



■当預金商品は預金保険制度の対象商品です。

■当資料は、確定拠出年金法第２４条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆さまに対して、当商品の内容をご説明するために作成したものであり、当該預金商品の勧誘を目的とするものではありません。

■当資料は株式会社SBI新生銀行が信頼できると判断した諸データに基づいて作成されましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。